

医整第920号
令和8年3月24日

関係機関の長 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の
整備等に関する省令の一部の施行（地域における医療及び介護の総合的な
確保の促進に関する法律第7条の2第2項関係）について（通知）

このことについて、厚生労働省医政局長及び社会・援護局障害保健福祉部長から別
添のとおり通知がありましたので、内容を御了知ください。

[医療整備課]

所属名	電話	FAX
医療整備課医事係	058-272-1111(3240)	058-278-2623

[保健所] ※保健所へ問合せする際は管轄保健所へお願いします

保健所名	担当係名	電話	FAX
岐阜保健所	管理医事係	058-380-3001	058-371-1233
西濃保健所	管理医事係	0584-73-1111(263)	0584-74-9334
関保健所	管理医事係	0575-33-4011(353)	0575-33-4701
可茂保健所	管理医事係	0574-25-3111(353)	0574-28-7162
東濃保健所	管理医事係	0572-23-1111(352)	0572-25-6657
恵那保健所	管理医事係	0573-26-1111(261)	0573-25-1174
飛騨保健所	管理医事係	0577-33-1111(303)	0577-34-8327
岐阜市保健所	医務薬務係	058-252-7187	058-252-1280